

よくある質問と回答(事業所のみなさま向け)

(訪問看護の提供)

[Q1 リハビリを目的として理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による支援を行うことはできますか](#)

[Q2 訪問看護師2名で1名の医療的ケア児・者に対してサービスを提供することは可能ですか](#)

[Q3 同じ日に訪問看護や居宅訪問型児童発達支援等と連続してサービスを提供することは可能ですか](#)

[Q4 医療保険制度による訪問看護がない日に、この事業を単独で利用することはできますか](#)

(事業所の登録要件)

[Q5 訪問看護事業所の利用者の中に、事業の対象者がいる場合、事業所登録は必須ですか](#)

[Q6 「賠償責任保険の加入等、事業者の責による損害を補償する体制」が要件に含まれているのはなぜですか](#)

[Q7 「直近5年間で小児看護もしくは重症心身障害児・者の医療的ケアの実績が継続的にあること」という要件について、具体的にはどの程度の実績があればよいのでしょうか](#)

(利用について)

[Q8 年度ごとに利用登録をする必要はありますか](#)

[Q9 年間の上限時間を超えた場合にはどうなりますか](#)

[Q10 土日や祝日、夜間にもサービスの提供をしても良いですか](#)

[Q11 利用時間の管理は誰が行いますか](#)

[Q12 利用時間管理表は横浜市に提出しますか](#)

[Q13 レスパイト事業で複数の事業所を使うことはできますか](#)

[Q14 レスパイト事業で複数の事業所を利用している方の利用時間管理はどのように行いますか](#)

(委託料)

[Q15 利用時間を超過した場合の費用や交通費などを、利用者から徴収することは可能でしょうか](#)

[Q16 1回あたりの利用時間は「30分以上2時間以内」とのことですが、100分利用した場合の対象経費はいくらになりますか](#)

[Q17 利用者の登録にかかる手続きを行った場合、1名あたり1,000円の事務手数料をお支払いしますとのことですが、登録内容を変更する手続きの場合にも事務手数料はいただけるのでしょうか](#)

[Q18 事務手数料はいつ請求すればよいですか](#)

(その他)

[Q19 横浜市電子申請・届出システムとは何でしょうか](#)

[Q20 横浜市電子申請・届出システムを利用するには、どのような手続きが必要ですか](#)

(訪問看護の提供)

Q1 リハビリを目的として理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による支援を行うことはできますか

A1 この事業は、医療的ケア児・者の家族の休息時間の確保を図るため、横浜市と委託契約を結んだ訪問看護事業所から看護師を派遣し、家族の代わりに医療的ケア等を行うことを目的としています。そのため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による支援は対象外です。

Q2 訪問看護師2名で1名の医療的ケア児・者に対してサービスを提供することは可能ですか

A2 2名の訪問看護師によるサービス提供は可能ですが、その場合でも、対象経費としてお支払いできるのは1名分(9,000円/時間)ですので、あらかじめご了承ください。

Q3 同じ日に訪問看護や居宅訪問型児童発達支援等と連続してサービスを提供することは可能ですか

A3 本事業は、家族の休息時間の確保を目的としているため、他のサービス(訪問看護や居宅訪問型保育等)と連続して利用することは可能です。ただし、医療保険制度による訪問看護と連続して利用する場合は、医療保険制度を優先して利用してください。

Q4 医療保険制度による訪問看護がない日に、この事業を単独で利用することはできますか

A4 可能です。この事業は、医療的ケア児・者の家族の休息時間の確保を目的としているため、医療保険制度による訪問看護がない日でも、この事業を単独でご利用いただけます。

(事業所の登録要件)

Q5 訪問看護事業所の利用者の中に、事業の対象者がいる場合、事業所登録は必須ですか

A5 本事業への事業所登録は任意です。事業所の登録要件を満たしている訪問看護事業所におかれましては、可能な範囲で御協力をいただけますと幸いです。

Q6 「賠償責任保険の加入等、事業者の責による損害を補償する体制」が要件に含まれているのはなぜですか

A6 本事業では、訪問看護サービスの提供に伴う万が一の事故やトラブルに備え、事業所の責任において損害を補償できる体制が整っていることが求められます。通常、医療保険による訪問看護を実施している事業所では事業所単位で賠償責任保険に加入されているかと思いますが、本事業でのサービス提供がその保険の補償対象になるかどうかを事前に必ずご確認ください。補償体制が整っていることを確認のうえ、事業所登録をお願いいたします。

Q7 「直近5年間で小児看護もしくは重症心身障害児・者の医療的ケアの実績が継続的にあること」という要件について、具体的にはどの程度の実績があればよいのでしょうか

A7 本事業は常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者を対象とするため、安全なサービス提供体制を確保することが重要です。詳細につきましては、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課にご相談ください(045-671-4278)。

(利用について)

Q8 年度ごとに利用登録をする必要はありますか

A8 年度ごとの再登録は不要です。ただし、利用者のケア内容や住所に変更がある場合は変更申請が必要ですので、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式)」をご提出ください。

Q9 年間の上限時間を超えた場合にはどうなるのか

A9 本事業を利用するにあたって、利用時間を超過した場合の費用負担や交通費などは横浜市からお支払いできません。これらの費用負担については、登録事業所から利用者に説明し、同意を得たうえでサービスの提供をしてください。(事業所登録、並びに利用登録申請の際に、上記内容に関する同意事項がありますので必ずご確認ください)

Q10 土日や祝日、夜間にもサービスの提供をしても良いですか

A10 可能です。登録事業所において、土日・祝日や夜間にサービスを提供できる体制が整っている場合にはこれらの時間帯でのサービスの提供も認められます。ただし、利用者の安全確保や緊急時対応などを十分に考慮した上で、事業所内での体制の整備をお願いいたします。

Q11 利用時間の管理は誰が行いますか

A11 利用登録を行った事業所とご家族のそれぞれで行います。「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(事業所用)」にサービスを提供した日付、事業所名、利用時間、今年度の残り時間の記録をつけ、年間の利用時間(24時間)を超えないようにしてください。また、ご家族に「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」をお渡しいただき、同様に管理するよう依頼をしてください。

Q12 利用時間管理表は横浜市に提出しますか

A12 横浜市への提出は不要です。各事業所で年間を通して保管してください。年度終了後は事業実施要綱に基づき、5年間保管をお願いいたします。

Q13 レスパイト事業で複数の事業所を使うことはできますか

A13 可能です。複数事業所間での利用時間の管理を行うことになるため、Q14にある利用時間管理の方法をご参照ください。

Q14 レスパイト事業で複数の事業所を利用している方の利用時間管理はどのように行いますか

A14 複数事業所を利用している方の利用時間管理は、利用登録補助を行った事業所で行います。詳しくは以下の例をご参照ください。

【例】

利用者・・・Aさん

利用登録補助を行った事業所(利用時間管理を行う事業所)・・・B事業所

利用登録補助を行っていない事業所(利用時間管理を行わない事業所)・・・C事業所

①B事業所がAさんにサービス提供を行う場合

B事業所で記録をつけている利用時間管理表にサービスを提供した日付、事業所名、利用時間、今年度の残り時間を記載してください。

②C事業所がAさんにサービス提供を行う場合

C事業所の対応:サービス提供を行う前にB事業所に対し、サービス提供予定日と利用予定時間の報告を行い、残り時間があることを確認してください。

実際に行ったサービス提供が報告内容と異なる場合には、サービス提供後に改めてB事業所に連絡してください。

B事業所の対応:C事業所から受けた報告の内容をもとに、利用時間管理表にサービス提供の日付、事業所名、利用時間、今年度の残り時間を記載してください。

(委託料)

Q15 利用時間を超過した場合の費用や交通費などを、利用者から徴収することは可能でしょうか

A15 可能です。利用時間を超過した場合の費用や交通費等の実費については、事業所と利用者双方の合意がある場合に限り、徴収することができます。ただし、これらの費用負担については、事前に利用者に対して十分な説明を行い、同意を得た上で事業を実施してください。

また、徴収する費用の内容や金額については、できるだけ明確にし、書面等での確認を行うなどの対応をお願いいたします。

Q16 1回あたりの利用時間は「30分以上2時間以内」とのことですが、100分利用した場合の対象経費はいくらになりますか

A16 1時間を越えたサービス提供については30分あたり4,500円とし、30分に満たない場合は切り捨てて計算します。そのため、100分利用した場合の対象経費は90分の13,500円です。

(9,000円+4,500円)

Q17 利用者の登録にかかる手続きを行った場合、1名あたり1,000円の事務手数料をお支払いしますとのことですが、登録内容を変更する手続きの場合にも事務手数料はいただけるのでしょうか

A17 事務手数料は新規登録のみを対象とします。変更の申請の場合にはお支払いできません。

Q18 事務手数料はいつ請求すればよいですか

A18 事務補助で登録した四半期の終了する翌月10日までに請求してください。提出いただく実績報告書、委託料請求書の中で「新規登録者数」をご報告いただく項目があります。

(その他)

Q19 横浜市電子申請・届出システムとは何でしょうか

A19 窓口や郵送などで行っていた申請・届出などの各種手続を、インターネットからオンラインで行うことができる横浜市の公式システムです。本事業においては、事業所登録の申請や、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式)」、および「主治医からの指示書」をこのシステム上から提出することが可能です。

Q20 横浜市電子申請・届出システムを利用するには、どのような手続が必要ですか

A20 横浜市電子申請・届出システムを初めて利用される場合は、**事前に利用者アカウントの登録が必要です。アカウントを登録しないと、申請手続が行えません。**

[横浜市電子申請・届出システム トップページ](#)

登録手順や操作方法については、以下の二次元コード、または案内ページをご参照ください。

(案内ページ)

